

情報通信審議会 総会（第49回）議事録

1 日時 令和5年8月28日（月）10：01～10：24

2 場所 第1特別会議室（Web会議併用）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

遠藤 信博（会長）、尾家 祐二（会長代理）、浅川 秀之、
荒牧 知子、石井 夏生利、伊丹 誠、市毛 由美子、井上 由里子、
浦 誠治、上條 由紀子、木村 朝子、桑津 浩太郎、國領 二郎、
越塚 登、三瓶 政一、高田 潤一、東條 吉純、長谷山 美紀、
平野 愛弓、堀 義貴、増田 悦子、森川 博之、横田 純子、
米山 高生（以上24名）

（2）総務省

柘植 芳文（総務副大臣）、国光 あやの（総務大臣政務官）
竹内 芳明（総務審議官）、吉田 博史（総務審議官）、
竹村 晃一（官房長）、藤野 克（官房総括審議官）

（国際戦略局）

田原 康生（国際戦略局長）

（情報流通行政局）

湯本 博信（官房総括審議官）、
西泉 彰雄（官房審議官）、玉田 康人（郵政行政部長）、

（総合通信基盤局）

今川 拓郎（総合通信基盤局長）、
渋谷 闘志彦（総合通信基盤局総務課長）、飯村 博之（事業政策課長）、

（サイバーセキュリティ統括官）

山内 智生（サイバーセキュリティ統括官）

（3）事務局

吉田 宏平（情報通信政策課長）

4 議 題

(1) 諮問案件

「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」について

【令和5年8月28日付け 諮問第28号】

(2) 報告案件

情報通信技術分科会及び各部会の活動状況について

開 会

○遠藤会長 皆様おはようございます。それでは、ただいまから情報通信審議会第49回総会を開催させていただきたいと存じます。

本日は、ウェブ会議とのハイブリッド形式にて会議を開催してございまして、現時点で、委員30名のうち21名の方が御出席をいただいております。定足数を満たしてございます。

なお、本日の会議の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきたいと存じます。

また、本日は柘植総務副大臣及び国光総務大臣政務官に御出席を賜っております。まず、柘植総務副大臣から御挨拶をいただきたいと思います。

柘植総務副大臣、よろしくお願い申し上げます。

○柘植総務副大臣 皆さん、おはようございます。総務副大臣の柘植芳文でございます。開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

初めに、遠藤会長をはじめ各先生方には、難しい今現状の通信政策の在り方について様々な御意見を賜り、本当にありがとうございます。

本日の情報通信審議会総会では、令和2年の電気通信事業法及びNTT法の改正法の規定に基づく施行状況の検討と併せて、「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」について諮問することといたしております。

通信自由化以降の我が国の情報通信市場を振り返ってみれば、NTT法や電気通信事業法における非対称規制等の導入により、事業者の数は電電公社独占から2万4,000社を超えるまでになったほか、市場規模も5倍の規模まで拡大しました。この間、通信料金の低廉化とサービスの多様化といった様々な恩恵が国民にもたらされ、NTT法や電気通信事業法は国民生活に重要な役割を果たしてまいりました。

一方で、情報通信分野においては、IP化、ブロードバンド化やモバイル化、仮想化、クラウド化等の進展や、事業者間の競争構造の多様化・複雑化、情報通信産業の国際競争力の低下等、市場環境が大きく変化をしているところでございます。

今回の諮問については、こうした環境変化を受けて幅広く議論を行うものであり、委員の皆様におかれましては、2030年頃の日本にふさわしい、世界に誇れる情報通信分野の将来像を描いていただいた上で、時代に即した制度の在り方及び必要な見直しに

ついて御審議をいただきたいと考えております。

激しい時代の変化に迅速に柔軟に対応できるような通信政策の在り方について、幅広い見地からの充実した御審議となることを願っております。本日はどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○遠藤会長　ありがとうございました。

ここで、柘植総務副大臣は御公務のため御退席となります。ありがとうございました。

(柘植総務副大臣退室)

(報道関係者退室)

○遠藤会長　次に、先日、総務省幹部の皆様には人事異動があったというふうにお伺いしてございます。事務局から御紹介いただけるということでございますので、御報告のほど、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○吉田情報通信政策課長　事務局でございます。

それでは、本会議に出席している、異動があった幹部職員を順に御紹介いたします。名前を読み上げますので、一言御挨拶をお願いいたします。

まず、竹村官房長、お願いいたします。

○竹村官房長　竹村です。よろしくお願いいたします。

○吉田情報通信政策課長　藤野官房総括審議官、お願いいたします。

○藤野官房総括審議官　藤野です。よろしくお願いいたします。

○吉田情報通信政策課長　湯本官房総括審議官、お願いいたします。

○湯本官房総括審議官　湯本でございます。よろしくお願いいたします。

○吉田情報通信政策課長　西泉官房審議官、お願いいたします。

○西泉官房審議官　西泉です。どうぞよろしくお願いいたします。

○吉田情報通信政策課長　玉田郵政行政部長、お願いいたします。

○玉田郵政行政部長　玉田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○吉田情報通信政策課長　最後に、今川総合通信基盤局長、お願いいたします。

○今川総合通信基盤局長　今川です。よろしくお願いいたします。

○吉田情報通信政策課長　以上でございます。

○遠藤会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと存じます。

本日の議題は、諮問事項1件、そして報告事項1件でございまして、円滑な議事進行

に御協力をお願い申し上げたいと存じます。

(1) 諮問案件

「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」について

【令和5年8月28日付け諮問第28号】

○遠藤会長　それでは、初めに、諮問第28号「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」につきまして、総務省より御説明をお願いしたいと存じます。

よろしく願いいたします。

○飯村事業政策課長　事業政策課長の飯村でございます。

資料については、49-1-1が諮問書、1-2がその概要となっております。説明は資料の1-2に基づき行わせていただきます。

それでは、1ページ目を御覧ください。今回の諮問は、令和2年の電気通信事業法、NTT法改正の3年後見直し規定を踏まえ、情報通信分野の市場環境の変化に対応して行うものでございます。

答申を希望する事項は7つございます。1つ目が、2030年頃に目指すべき情報通信インフラの将来像と政策の基本的方向性。2つ目が、インフラの整備・維持の在り方。3つ目が、競争ルール等の整備の在り方。4つ目が、国際展開の推進の在り方。5つ目が、研究開発の推進・成果普及の在り方。6つ目が、関係法制度の在り方。7つ目として、その他必要と考えられる事項としております。

スケジュールについては、明日開催予定の電気通信事業政策部会で議論を行い、来年夏頃を目途に答申をいただきたいと考えております。

次のページをお願いします。このスライドは、我が国を取り巻く環境の変化をまとめたものでございます。

御案内のとおり、我が国では、少子高齢化の進行や生産年齢人口の減少、景気の長期低迷による経済的地位の低下など、構造的な課題を抱えている状況にございます。また、首都直下や南海トラフ地震など大規模災害等の自然リスクも高まっておりますし、ロシアによるウクライナ侵攻など安全保障環境も厳しさを増している状況にございます。

次のページをお願いします。3ページ目が、情報通信インフラの現状でございます。

光ファイバや携帯電話の4G等はほぼ100%の人口カバー率を達成し、ICT基盤は世界最高レベルの水準で整備されている状況でございます。今後は、これらを補完する形で、衛星コンステレーションやHAPSなど非地上系ネットワークが災害時の通信手段等として普及が見込まれている状況でございます。

さらに、近年では、コロナ禍等を契機として、DX・GX需要が高まる中で、情報通信インフラはあらゆる社会活動を支える基盤としての役割が高まっている状況でございます。

また、GDPの約10%を占める情報通信産業は、その成長によって我が国の経済成長を牽引する役割も期待されている状況でございます。

次のページをお願いします。4ページ目は、情報通信産業の構造変化をまとめたものでございます。

2000年頃までは固定電話が全盛でございました。ですので、ネットワークについても、その提供に用いられるメタル回線や専用の交換機が中心でございました。その後、IP化、ブロードバンド化やモバイル化が進み、近年では、汎用の機械とソフトウェアで必要な機能を実現する仮想化や、他社設備を利用するクラウド化が進展している状況にございまして、今後、サービスの提供者と設備の設置者の乖離がさらに進展することも想定されております。

また、電話時代の設備のうち、専用の交換機で構成される中継網、いわゆるPSTNは、約10年前からの議論や関係者間の調整を経て、来年にIP網に完全移行する予定となっております。残るメタル回線につきましても、老朽化が進展しておりますので、これへの対応はメタル回線で提供される固定電話、いわゆるメタル固定電話の今後の扱いを含めた検討が必要な状況にございます。

そして右側ですけれども、今後も、AI、ロボット市場の拡大やメタバース、そしてChat GPTをはじめとした生成AIの急速な普及等が見込まれる中で、ネットワークに求められる速度や品質はさらに高まっていくこととなります。このため、サプライチェーンリスクなどの経済安全保障もしっかり確保等をした上で、技術革新等を通じてネットワークのさらなる高度化やその普及を図ることが求められている状況にございます。

次のページをお願いします。5ページ目が、電気通信市場の環境変化をまとめたものでございます。

2000年頃までは、競争の中心はメタル固定電話で、契約数は6,000万を超えておりました。現在は固定ブロードバンドやモバイルが競争の中心となり、契約数につきましても、固定ブロードバンドで2000年頃の85万から約4,500万に、携帯電話につきましても6,000万弱から約2.1億にそれぞれ大幅に拡大をしております。ただ、携帯サービスにつきましても、利用者と基地局の間は無線で結ばれておりますけれども、基地局と局舎の間はNTT東西から借りた光ファイバで結ばれておりますので、光ファイバは携帯電話を支える基盤としても機能している面がございます。

次に、メタル固定電話につきましても、契約数が2023年で約1,600万に減少しております。ただ、IP電話を含めると、固定電話の契約数は6,000万を超えて、2000年頃と同水準にございますので、固定電話のニーズは引き続き存在していると考えられることもできます。

また、右側ですが、近年では仮想化・クラウド化等が進展する中で、GAFAMなどの端末レイヤーやプラットフォームレイヤーの支配的事業者がネットワークレイヤーに進出しつつある状況にございます。左側のネットワークレイヤー内の構造変化にとどまらず、レイヤー横断的な形での市場構造の変化が生じている状況にございます。

次のページをお願いします。6ページ目は、国際展開と研究開発の関係をまとめたものでございます。

情報通信産業が経済成長を牽引するためには、国内市場の競争環境の整備にとどまらず、旺盛な需要が見込まれる海外市場も見据えた戦略的な取組が求められるところでございます。我が国の情報通信産業の国際競争力は低下傾向にございます。今後、その強化のためには、Open RANなどの5G関連市場や、トラフィックの急増に伴い需要が増加するデータセンターや海底ケーブル、こういった今後拡大が見込める市場への国際展開を戦略的に進めることが重要な状況にございます。

また、研究開発につきましても、数兆円規模で投資をするGAFAMに比べて、我が国の事業者は1けた低い水準となっております。現在、Beyond 5Gに向けて、高速、大容量、低電力等を実現するオール光ネットワーク技術、こういったものの開発などが極めて重要な状況となっております。グローバル競争も念頭に置いて、基盤的技術の研究開発を積極的に進めることが必要な状況にございます。

次のページをお願いします。7ページ目は、関連の法制度として電気通信事業法とNTT法の概要をまとめております。

電気通信事業法で定める競争ルール、これは左の表にございますように、アクセス回線シェアや端末シェアの高い事業者について、例えば、接続制度、ネットワークの貸出しルール等を定めております。傾向としては、固定通信の方が移動通信の規律よりも相対的に強い状況となっております。

そして、右側のNTT法につきましては、NTT持株とNTT東西の業務、責務、これらの担保措置を定める特殊会社法となっております。注意が必要なのは、NTT法は担保措置のために必要ということではなくて、NTT持株と東西に果たすべき業務と責務があり、それを必ず行う会社とするために必要な法律だということでございます。NTT法では、責務として、電話のあまねく提供責務、研究開発責務等を定めるとともに、公正競争の確保を図る観点からはNTT東西の業務範囲を限定する役割も果たしております。具体的には、1999年のNTT再編時の競争条件に応じまして、旧NTTを県内通信を行うNTT東西と長距離通信を行うNTTコミュニケーションズに分離をいたしまして、NTT東西につきましては長距離通信を行えないようにNTT法で業務範囲を限定しております。ただ、ブロードバンドなどにつきましては、そもそも県内通信と長距離通信がサービスとして分かれておりません。ですので、NTT東西は特例的にNTT法上の届出を行って提供している状況でございます。

次のページをお願いします。このスライドは、検討事項を改めて整理したものでございます。

まず、2030年頃に目指すべきインフラの将来像を踏まえ、今後の政策の基本的方向性を御検討いただいた上で、それを実現するために必要な個別の政策として、インフラの整備・維持や競争ルール等の整備の在り方、国際展開や研究開発の推進の在り方について、電気通信事業法やNTT法の在り方も含めて御議論いただくという形で検討をお願いできればと考えております。

最後に、9ページ目でございます。このページは3年前の法改正の概要をまとめたものでございますけれども、説明については割愛をさせていただきます。

説明については以上でございます。

○遠藤会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明をいただきました内容につきまして、御意見または御質問等ございましたら、ここでお受けしたいと存じます。いかがでございましょうか。

國領委員、お願いいたします。

○國領委員 御説明ありがとうございます。いただいた中では5ページのところが一番大事じゃないかなと思いますが、現状のPSTNをベースとした政策の体系ですとかルールの体系、これは前回の法改正のときにももう明らかだったと思います。時代として終わりつつあるということかと思いますが、このタイミングでやはりちゃんと見直すということの意義はとても大きいように思います。

中でも、ネットワークレイヤーのところだけ取り上げて政策ということが多分合わなくなっている。特に資料でもOSとか共通IDによる連携というのがあり、重要です。政策として設備というものの比較はこれからもとても大事だと思いますので、その政策をきちっとやるということは重要である一方で、上位レイヤーとの連動みたいなことを強く意識した政策を考えていかなければいけないということかと思いますが。その辺についてきちんと議論を進めていくことが重要ではないかと思います。

以上です。

○遠藤会長 國領委員、ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。ウェブのほうからは特にございませんか。いかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

ありがとうございます。今、先生から重要な御指摘がございましたけれども、情報通信ネットワークそのものが本当に国民そのものの生活を支えるネットワークになってきているという観点、それから、その意味では経済安全保障という観点での重要性もありますし、安全保障からの重要性もございますし、さらには、これを発展させていくという観点でのポイントもございます。それらを総合的に考えて方向感を決めていくということはとても重要であって、今御指摘いただいたような観点を含めて精査いただけると大変ありがたいと存じます。

ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

それでは、ほかに御意見もございませんようでしたら、ただいまの説明を了承し、本件諮問の審議を進めることといたしたいと存じます。

本件につきましては、電気通信事業の政策に関する調査・審議でございますので、情報通信審議会議事規則第11条第9項の規定に基づきまして、電気通信事業政策部会に付託をさせていただきたいと存じます。

電気通信事業政策部会の構成員の皆様におかれましては、精力的な調査・審議をお願いいたしますと存じます。

ここで、国光総務大臣政務官から御発言をいただけるということでございますので、お願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

○国光総務大臣政務官 皆様、どうもこんにちは。総務大臣政務官の国光でございます。

本日の会合では、「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」に関しまして、委員の先生方から多岐にわたる御議論をいただきまして、感謝申し上げます。

今回の内容も踏まえまして、今後は電気通信事業政策部会において、より具体的な競争ルールを整備や研究開発の推進の在り方等について議論が深められていく予定でございます。我が国において、先ほど会長からもお話がありまして、成長、そして経済安全保障など、本当に厳しさが増す中、情報通信政策・産業は成長の原動力でございます。目指すべき将来像を描き、それを支える制度の在り方をしっかりと論じることが極めて重要でございます。

政府一丸となって取り組んでまいりたいと思っておりますし、ぜひこの会でも引き続き先生方のお知恵をお借りしたいと思っております。

本日は本当にありがとうございます。

○遠藤会長 国光総務大臣政務官、御発言ありがとうございました。

(2) 報告案件

情報通信技術分科会及び各部会の活動状況について

○遠藤会長 続きまして、報告案件に移りたいと存じます。情報通信技術分科会及び各部会の活動状況につきまして、事務局から御報告をお願いいたします。

よろしくお願いたします。

○吉田情報通信政策課長 事務局でございます。情報通信技術分科会、それから各部会の活動状況について、資料49-2により御説明させていただきます。

本件は、情報通信審議会議事規則第10条第6項及び第11条第11項に基づき、前回6月23日に開催いたしました第48回総会以降の情報通信技術分科会、それから各部会の活動状況について御報告申し上げます。

上から順に、情報通信技術分科会については、7月18日に1回会合を開催して、2件の答申を行っています。

部会については、電気通信事業政策部会で7月7日に1回会合を開催して、1件の諮問を行っています。ほかの部会については資料に記載のとおりでございます。

以上、御報告申し上げます。

○遠藤会長　ありがとうございました。報告について何か御意見、御質問等ございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでございましょうか。ウェブのほうもございませんか。

ありがとうございます。それでは、御意見はないようでございますので、以上で本日の議題は終了したということにさせていただきたいと存じます。

委員の皆様、そのほかに何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

事務局から何か追加でございますか。よろしゅうございますか。

閉　　会

○遠藤会長　それでは、本日の会議をこれで終了させていただきたいと存じます。

次回の日程につきましては、別途調整をさせていただき、事務局より御連絡を申し上げます。

以上で閉会とさせていただきます。御参加ありがとうございました。ウェブの参加の方々もありがとうございました。